高齢者介護における新しい生活様式への対応についての意見書

高齢者の介護事業は、本人のみならずその家族を支え、高齢者の健康を維持する上で、重要な役割を果たしているが、新型コロナウイルスの感染拡大により、通所介護等の利用控えが顕著となり、また、介護予防のための通いの場も活動自粛が広がっていることから、事業や活動の継続はもとより、高齢者自身についても運動不足等に起因した心身の機能低下や要介護状態等の悪化が危惧される。

こうした中、国は、補正予算において、介護事業所の感染症対策に必要な物品購入に対する 支援や職員に対する慰労金の支給に加え、通いの場の活動自粛下における介護予防のための動 画作成等の事業を措置した。

しかしながら、依然として新型コロナウイルスの感染への不安がある中、重症化リスクの高い高齢者が安心して介護サービス等を受けるためには、「3つの密(密閉、密集、密接)」の回避に向け、通所介護等における受入れ人数の削減や、通いの場におけるオンラインでの活動実施など、新しい生活様式への対応を一層加速させる必要がある。

よって、国におかれては、高齢者介護における新しい生活様式への対応を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 利用控えや受入れ人数の削減により利用者の減少が見込まれる介護事業者が事業を継続で きるよう、介護報酬を加算するなど、経営支援を強化すること
- 2 通いの場が介護予防の機能を維持できるよう、ICTの活用を促進するなど、活動支援を 強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月6日

殿

愛知県議会議長 神 戸 洋 美

(提出先)

衆 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣

参 議 院 議 長 厚 生 労 働 大 臣